

長野県立御嶽山ビジターセンター

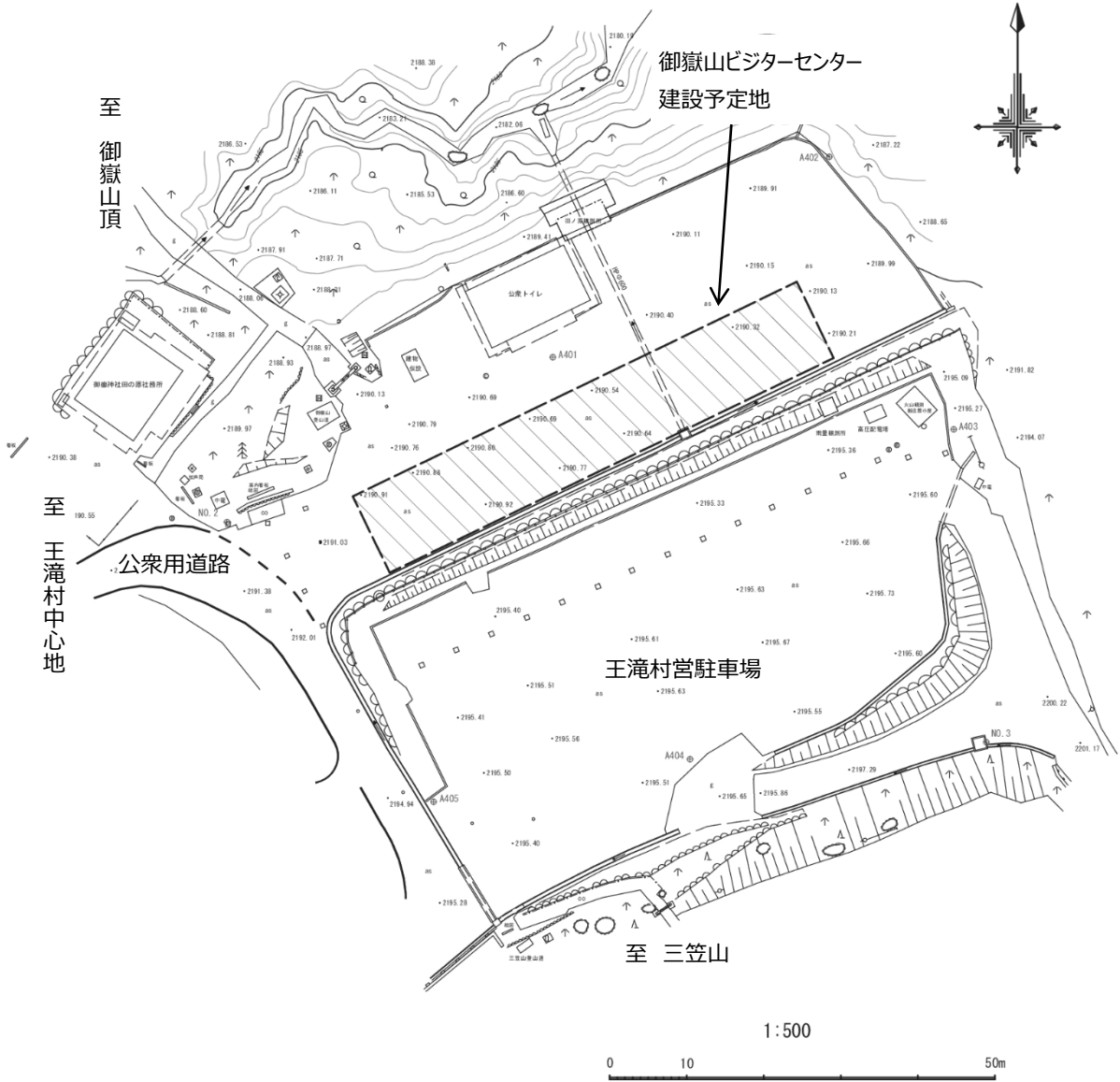
資料集

<目次>

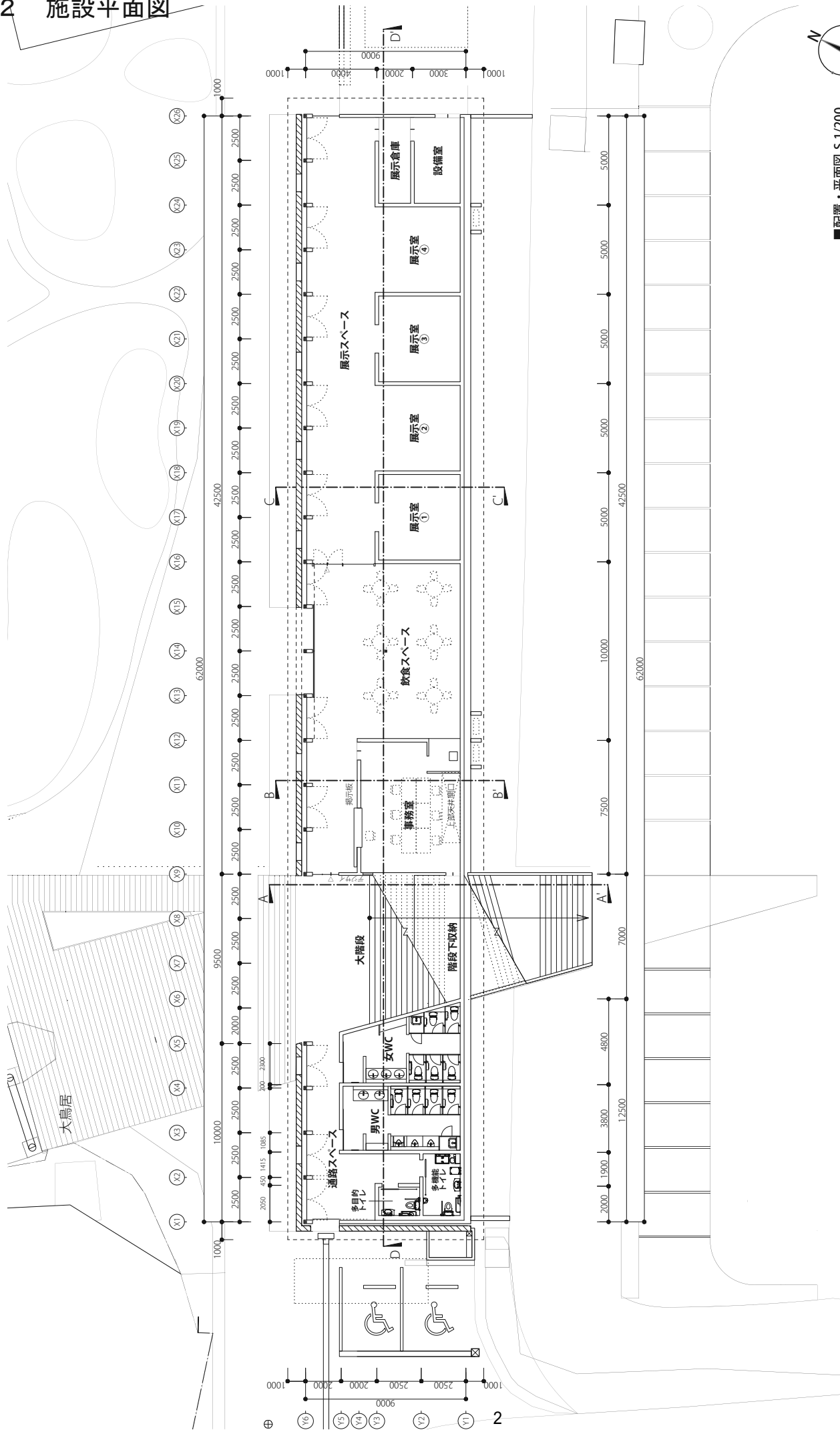
1	施設配置図	1
2	施設平面図	2
3	施設の詳細	5
4	職員体制	5
5	施設利用状況	5
6	利用料金	5
7	管理運営経費の状況	5
8	燃料等エネルギーの使用量	5
9	その他の取扱いについて	5
10	地方自治法（抄）	6
11	長野県自然公園施設条例	8
12	長野県自然公園施設管理規則	11

1 施設配置図

+



2 施設平面図



■配置・平面図 S.1/200

yHa architects
 Fukuoka Tokyo | JAPAN
 www.yha.jp | info@yha.jp
 tel +81 50 3478 5444
 fax +81 50 3737 3405

Name of Drawing: A-11
 平面図
 Scale: A3.1/200

Drawn by: _____
 Checked by: _____
 Date: _____

Client: 長野県
 Architect: _____
 Engineer: _____

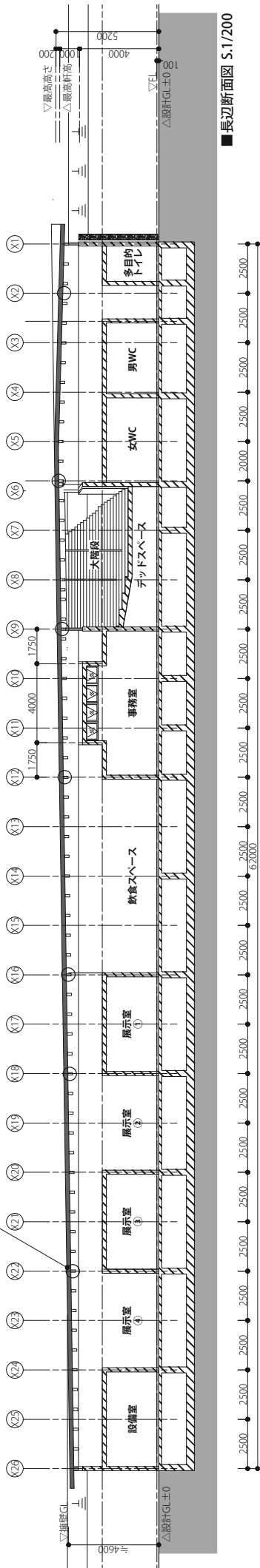
Project Title: 御岳地区公園建設事業
 ピンターセンター（仮称）
 建設工事

yHa architects
 一級建築士事務所
 福岡県知事登録
 第1-61223号

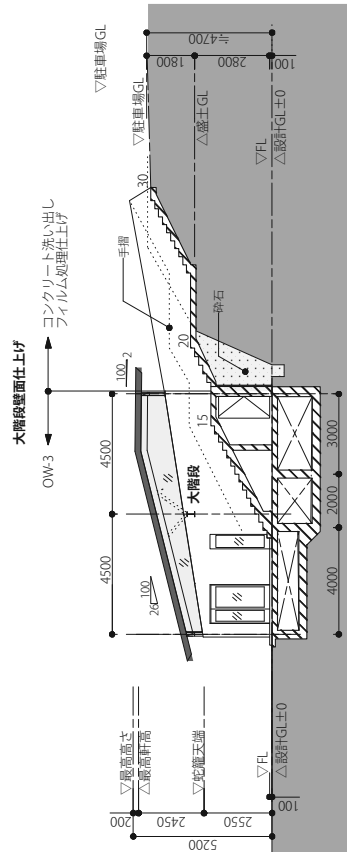
一級建築士
 国土交通大臣登録
 第324241号
 平瀬 祐子

Note: _____

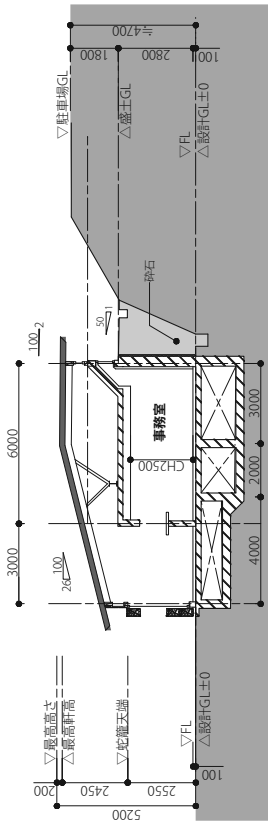
○部
小屋裏区画：小屋裏部梁上面にGFR-R (9.5+H1.2.5)面貼り



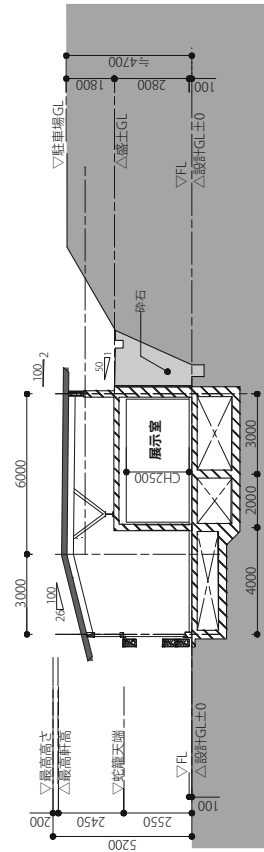
■長辺断面図 S.1/200



■A-A' 断面図(階段部) S.1/200



■B-B' 断面図(事務室部) S.1/200



■C-C' 断面図(展示室部) S.1/200

■平均天井高さの算定

• 平均天井高 [X9] 断面

①(3,205+4,935) x 6,855 / 2
= 27,899㎡

②(4,935+4,895) x 2,145 / 2
= 10,542㎡

38,441㎡ ÷ 9.0m = **4,271 m**

• 平均天井高 [X26] 断面

③(4,450+4,360) x 9,000 / 2
= 39,645㎡

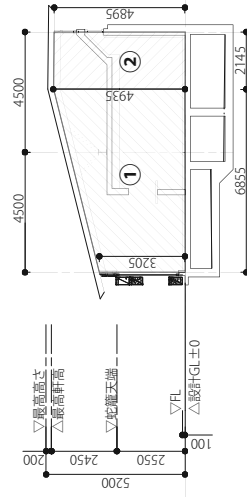
39,645㎡ ÷ 9.0m = **4,405 m**

最も平均天井高さの低い[X9]通りにおいて検討する。

[X9]通りにおける平均天井高さ > 3.0m であるため、

排煙上有効な開口部分の高さはGL+2100以上とする。

(H12建告1436)



[X9]通り断面図

[X26]通り断面図

Note

一般建築士
国土交通大臣登録
第324241号
平瀬 祐子

yHa architects
一般建築士事務所
福岡県知事登録
第1-61223号

Project Title
御岳地区公園跡地
ピクチャーゼンター(仮称)
建設工事

Client
長野県
Architect
Engineer

Drawn by
Checked by
Date

Name of Drawing
A-13
断面図
A3.1/200
Scale

yHa architects
Fukuoka Tokyo | JAPAN
www.yha.jp | info@yha.jp
tel +81 50 3478 5444
fax +81 50 3737 3405



外観イメージ図



内観イメージ図 1



内観イメージ図 2

3 施設の詳細

(建物) (㎡)		(土地) (㎡)	
建築面積	558.0	敷地面積	3,209
延面積	498.3		

内訳 (㎡)	
展示スペース	200.0
飲食・休憩スペース	90.0
事務室	45.0
トイレ	101.2
展示倉庫	15.0
階段下収納	14.6
設備室	10.0
通路その他	22.5

4 職員体制

実績なし(新設施設)

5 施設利用状況

実績なし(新設施設)

6 利用料金

センターの利用料金は徴収しない

7 管理運営経費の状況

区分	経費(見込み、千円)
人件費等	7,000
光熱水費等	1,470
その他物件費	1,127
合計	9,597

※ 県による試算値であり、運営に当たってこの比率を考慮する必要は無い

8 燃料等エネルギーの使用量

区分	単位	使用量(見込み)	
燃料費	灯油	使用機器なし	
	LPガス		
	薪		
光熱水費	電気	kwh	45,420
	水道	㎡	700

※ 施設設計者による試算に基づく

9 その他の取扱いについて

(1) 利用者駐車場について

- ・ 利用者は登山者用に王滝村が設置している駐車場を利用することができる。

(2) 敷地内での物販等について

- ・ 指定管理者は、事務室窓口等において登山用の消耗品や土産物等を販売することができる。
- ・ 第三者がセンター建物内または敷地内で物販等を実施する場合は、行政財産目的外使用の手続きが必要なので、事前に県に協議すること。
- ・ 村営駐車場での実施に関しては、王滝村と協議すること。

(3) 登山者の安全確保について

- ・ 県や王滝村が閉館時間帯を含めて登山に関する安全啓発等を行う場合があり、事務室等の一時利用を求められることがあるので、センターの運営に著しい支障が無い範囲で協議に応じること。

10 地方自治法（抄）（昭和22年4月17日法律第67号）

第九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2～6（略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8～12（略）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2～3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

長野県自然公園施設条例をここに公布します。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、長野県自然公園施設の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の保護及び適正な利用を推進し、並びに自然体験活動の機会を提供するため、長野県自然公園施設（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
長野県霧ヶ峰自然保護センター	諏訪市
長野県乗鞍自然保護センター	松本市
長野県美ヶ原自然保護センター	松本市
長野県志賀高原自然保護センター	下高井郡山ノ内町
長野県立御嶽山ビジターセンター	木曾郡王滝村

(利用の禁止又は制限)

第4条 知事（次条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定している場合においては、当該指定管理者）は、センター内において他人の迷惑になるような行動をした者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の利用を禁止し、又は制限することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるその指定は、当該センターの管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第7条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称及び位置並びにその概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第8条 第6条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、センターの管理の方法その他のセンターの管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第9条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの公共性を確保し、かつ、センターの効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第10条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 自然公園の保護及び適正な利用の推進並びに自然体験活動の機会の提供に資する事業の企画及び実施に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの休館日について、規則で定めるところによるものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) センターの利用時間について、午前9時（長野県美ヶ原自然保護センターにあっては、午前9時30分）から午後4時（長野県乗鞍自然保護センターにあっては、午後5時）までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (4) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第13条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項
(管理等の委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から第10条まで及び第13条の規定の例により行うことができる。

長野県自然公園施設管理規則をここに公布します。

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県自然公園施設条例（令和3年長野県条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県自然公園施設（以下「センター」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 知事が管理するセンターの休館日及び条例第12条第1号に規定するセンターの休館日は、別表のとおりとする。ただし、知事が管理するセンターの休館日にあつては、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第3条 知事が管理するセンターの利用時間は、午前9時（長野県美ヶ原自然保護センターにあつては、午前9時30分）から午後4時（長野県乗鞍自然保護センターにあつては、午後5時）までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(遵守事項)

第4条 知事が管理するセンターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センター内において他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) センターの施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について知事が定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第5条 知事が管理するセンターの利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出て、知事の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(指定の申請)

第6条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第8条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第6条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について知事はその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書

- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第9条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(指定管理者の管理に関する準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、条例第5条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条中「知事が管理」とあるのは「指定管理者（条例第5条の規定によりセンターの管理をする指定管理者をいう。第5号及び次条において同じ。）が管理」と、同条第5号中「知事が」とあるのは「指定管理者が知事の承認を得て」と、第5条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

センターの名称	休館日
長野県霧ヶ峰自然保護センター	1 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その翌日) 2 11月1日から翌年4月30日までの間の知事が別に定める日
長野県乗鞍自然保護センター	1 水曜日 2 11月1日から翌年4月30日までの間の知事が別に定める日
長野県美ヶ原自然保護センター	11月1日から翌年4月30日までの間の知事が別に定める日
長野県志賀高原自然保護センター	無休
長野県立御嶽山ビジターセンター	11月1日から翌年5月31日までの間の知事が別に定める日

(別記様式) (第6条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県自然公園施設条例第6条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。